

国民健康保険

新しい保険証は届きましたか

国民健康保険被保険者証の一斉更新を行い、10月からの新しい保険証を簡易書留郵便で送付しました。

届かない場合は、郵便局の不在票の有無を確認し、不在票がない場合や郵便局の保管期限を過ぎている場合は、至急、ご連絡ください。

なお、古い保険証は10月1日以降使用できません。

また、住所・世帯等の変更があった場合は、14日以内に届け出をしてください。

国民健康保険係
042-387-9833

国民年金付加年金をいじりますか

毎月の定額保険料に400円の付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて受け取ることができるようになります。

付加年金の受給額は「200円×付加保険料納付回数」として計算されます。例えば、10年間(120か月)付加保険料を納付すると、200円×120か月＝2万4千円(年額)が上乗せされて支給されます。

なお、免除・納付猶予・学生納付特例を受けている方や国民年金基金に加入している方は、付加年金を申し込むことができません。

付加保険料は、申し込みをした月から納付することになりますので、ご希望の方は早めにご手続きしてください。

国民年金課国民年金係
042-387-9844

健康ガイド

健康課(保健センター)
042-321-1240
〒184-0015
貴井北町5-18-18

高齢者肺炎球菌予防接種の自己負担額が2千500円になります

10月1日以降に接種する際の自己負担額が従来の5千円から2千500円になります。対象の方には、案内を9月下旬



ピロリ菌による胃の症状、検査、除菌治療について

ピロリ菌感染により、アンモニアや毒素などが発生して胃粘膜が炎症を起こすため、症状としては、胃痛、胃の不快感、胃の痛みなどを認めます。これらの症状はピロリ菌除菌治療により、高い確率で改善が期待できます。またピロリ菌が胃がんや胃MALTリンパ腫(胃の中にあるリンパ球が腫瘍化したもの)を引き起こす原因のひとつであることがわかっており、無症状の人にもピロリ菌検査が勧められます。

病院でピロリ菌の検査をするためには、まず内視鏡検査が必須となります。胃がんをはじめとするピロリ菌関連疾患が併存している可能性があるため、内視鏡で調べたのちに除菌治療を行

に送付します。＊生活保護世帯の方は、減免制度があります

国民健康課

ママのための栄養講習会

時11月12日(金)午前10時～11時 所保健センター 内容管理栄養士による家族の健康のための栄養講習会(未就学児の保護者定10人(申込順)) 他保育あり(生後6か月以上。7人。要事前申込) 申10月1日から

うべきであると考えられているからです。内視鏡でピロリ菌感染が疑われたら、内視鏡下に粘膜を採取してピロリ菌の持つ酵素の有無を調べる迅速ウレアーゼ試験、ピロリ菌の産生するアンモニアを吐く息から検出する尿素呼吸試験、血液検査でピロリ菌血中抗体を測定する検査の主に3つの検査のどれかを使って診断をします。

ピロリ菌が存在すると診断されたら除菌治療が勧められます。胃酸を抑える薬と2種類の抗生剤7日分がパックになった内服薬で、一次除菌治療とそれで除菌できなかった場合の二次除菌治療があり、一次、二次を合わせるとほとんどの人が除菌に成功します。

なお、除菌に成功しても胃がんのリスクがなくなるわけではないので、治療後も1年に1回の胃の内視鏡検査が勧められています。

小金井市医師会

村田 直樹

むし歯予防教室

時11月2日、16日、30日いずれも火曜日午前9時45分から、10時15分から 所保健センター 内容歯磨きや栄養の相談など※希望者は歯科健診も受けられることができます 対平成31年4月生まれ(2歳6か月)～令和2年10月生まれ(1歳)の子ども※転入等で対象年齢を過ぎている場合は、ご相談ください 定各回5人(申込順) 申10月1日から、電話で健康課へ

11月8日の「いい歯の日」にちなみ、小金井歯科医師会では、8020運動の一環として「8020応援団」を開催します。

8020運動とは「80歳になっても20本以上の自分の歯を保とう」という運動です。

10月1日(金)～31日(日)に小金井歯科医師会会員診療所で歯数の判定を無料で行い、令和3年12月末日現在、80歳以上で20本以上の歯を有する

と認められた方を8020運動達成者として表彰し、後日、表彰状、記念品をお渡しします。

小金井歯科医師会

042-385-10303



小金井8020(ハチマルニイマル)応援団

11月8日の「いい歯の日」にちなみ、小金井歯科医師会では、8020運動の一環として「8020応援団」を開催します。

80歳以上で20本以上の歯を有する

表彰状、記念品をお渡しします。

042-385-10303

す申10月1日から、電話で健康課へ

両親学級

時11月27日(土)午前10時～11時30分 所保健センター 内容浴実習等 対おむね16～27週の妊婦またはパートナーの方(妊娠週数は目安です。初めての出産で、体験機会のない家庭のみ) 定22人(各家庭1人。申込順) 申10月1日から、電話で健康課へ

子ども子育て

就学援助制度

新小学校1年生の入学時学用品費を支給

公立小学校に通学し、経済的な事情で就学が困難なご家庭へ教育費(給食費、学用品費等)の一部を援助しています。次の要件をすべて満たす方は、入学時学用品費を入学前の3月に支給します。

対令和4年4月に新小学校1年生になる未就学児がいて、令和3年度就学援助認定制度で準要保護の認定要件を満たす家庭。詳細は、就学時健康診断の案内に申請書を同封し

対象となる児童の保護者に、「就学時健康診断のお知らせ」を10月中旬に発送しますので。届かない場合は、ご連絡ください。

外国人籍の児童・生徒の保護者で市立小・中学校への就学を希望する方は、事前に、学務課へ申請手続きをしてください。

対平成27年4月2日～28年4月1日に生まれた児童

042-387-9874

とき	ところ
10月25日(月)	第三小学校
10月26日(火)	第四小学校
10月27日(水)	本町小学校
10月28日(木)	南小学校
11月5日(金)	第一小学校
11月11日(木)	東小学校
11月16日(火)	前原小学校
11月25日(木)	第二小学校
12月1日(水)	緑小学校

ますので、ご覧ください 申令和4年1月14日(必着)までに、申請書類を郵送または直接、学務課学務係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎7階) 042-387-9874へ

児童手当・児童育成手当の支給

振込日10月8日(金) 振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れる場合があります。

次のような場合には、ご連絡ください。▽振込日以降、7日を過ぎても振り込まれない場合▽氏名、住所、口座を変更した場合▽施設に入所した場合 子育て支援課手当助成係 042-387-9839